外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日　外務省共済組合代表者
外務大臣　茂木　敏充

第30条第１項の表中「37.49」を「39.67」に、「5.69」を「7.48」に、「18.54」を「17.39」に、「4.55」を「6.55」に、「4.30」を「5.71」に、「0.70」を「0.80」に、「74.98」を「79.34」に、「11.38」を「14.96」に改め、長期組合員及び短期組合員並びに在外組合員の子ども・子育て支援納付金を「1.15」とし、任意継続組合員の子ども・子育て支援納付金を「2.30」とする。同条第２項の表中「37.49」を「39.67」に、「5.69」を「7.48」に改め、子ども・子育て支援納付金を「1.15」とする。同条第３項の「37.49」を「39.67」に、「2.65」を「2.11」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第８号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年５月８日　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

小田原厚木道路リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う規制実施中、⑷に定める入口インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という）及び出口ＩＣ相互間を利用し、一般道への迂回を目的として、⑸に定めるＡＩＣから流出し、ＢＩＣから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和８年５月９日から令和８年８月２日までの休日。

⑷　対象入口・出口ＩＣ

・上り線

入口ＩＣ	出口ＩＣ
・小田原厚木道路の荻窪ＩＣ及び小田原西ＩＣ	・第一東海自動車道の東京ＩＣから厚木ＩＣまでの各ＩＣ ・首都圏中央連絡自動車道の海老名ＩＣから相模原ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

入口ＩＣ	出口ＩＣ
・第一東海自動車道の東京ＩＣから厚木ＩＣまでの各ＩＣ ・首都圏中央連絡自動車道の海老名ＩＣから相模原ＩＣまでの各ＩＣ	・小田原厚木道路の荻窪ＩＣ及び小田原西ＩＣ

⑸　対象流出・再流入ＩＣ

・上り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
・小田原厚木道路の小田原東ＩＣ	・第一東海自動車道の大井松田ＩＣ

・下り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
・第一東海自動車道の大井松田ＩＣ	・小田原厚木道路の小田原東ＩＣ